

災害発生時における住家の被害認定に関する協定

大分県（以下「甲」という。）と公益社団法人大分県建築士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における、大分県内市町村が実施する災害発生時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）について、乙の組織的かつ迅速な支援活動の実施のために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大分県内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、甲が乙に対し支援協力を求めるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援協力の内容は次のとおりとする。

- 一 市町村が実施する住家被害認定調査業務
- 二 被災住家の復旧等の相談業務
- 三 前各号に定めるもののほか、特に必要な支援

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるときは、書面により、乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙に交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員の中から、乙が実施する住家の被害認定調査技術者講習の修了者を派遣することとし、書面により協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、その後速やかに書面を甲に交付するものとする。

2 派遣された乙の会員は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害認定調査を実施するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費については、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための会場使用料は、甲の負担とする。
- 二 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に要する経費は、乙の負担とする。ただし、第3条第一号に掲げる業務のうち地震被害の住家被害認定調査を行う場合の費用負担については、乙と市町村とで別途協議して定める。
- 2 経費の負担について、前項によりがたいことが発生したときは、甲、乙が協議して定める。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙が別途加入する災害補償保険等により行うものとする。

（研修会への参加）

第8条 乙は、甲並びに市町村又は乙の開催する住家被害認定調査に関する知識、技術の習得を目的として開催する研修会に、乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力要請等の窓口）

第9条 第4条の協力要請及び第5条の協力体制報告を行う乙の窓口は事務局長とする。

（連絡担当者の設置）

第10条 甲、乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙が協議のうえ別に定める。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第13条 この協定は、締結の日から適用することとし、有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙のいずれからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月19日

甲 大分県知事 広瀬 勝 貞



乙 公益社団法人 大分県建築士会
会長 井上 正 文



災害発生時における住家の被害認定に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害発生時における住家の被害認定に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、大分県（以下「甲」という。）、公益社団法人大分県建築士会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 協定第4条の規定により、協定第3条各号の業務について協力要請を行う場合は、第1号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 支援協力の内容
- 二 支援協力を必要とする場所
- 三 支援協力を要請する期間
- 四 支援協力を要請する人数
- 五 連絡担当者その他必要な事項

(協力体制報告)

第3条 協定第5条第1項による協力体制報告は、第2号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 支援協力期間
- 二 対応可能人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 その他必要な事項

(業務報告)

第4条 協定第5条第3項による活動内容の報告は、第3号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 支援協力期間
- 二 対応人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 支援業務の内容
- 五 その他必要な事項

(連絡担当者等の報告)

第5条 協定第10条に基づき、甲は、毎年4月30日までに、甲及び市町村の担当者及び連絡先を第4号様式により乙に報告するものとする。

2 協定第10条に基づき、乙は、毎年6月30日までに、乙の連絡担当者及び連絡先を第5号様式により甲に報告するものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月19日

甲 大分県知事 広瀬 勝貞



乙 公益社団法人 大分県建築士会
会長 井上 正文



被害認定調査で県建築士会と県が協定締結(3/19(月) 21:01)

災害で被災した住民の迅速な生活再建に向けて、県建築士会は19日、住宅の被害認定を支援する協定を県と結びました。住宅の被害認定は市町村が罹災証明書を発行するために実施していて、被災した家屋の損壊程度を判定します。19日は県建築士会の井上正文会長が県庁を訪れ、広瀬知事と被害認定に関する協定書を交わしました。協定には、県建築士会が自治体の被害認定調査を支援するほか、家屋の修理や再建方法について、住民からの相談を受け付けることが盛り込まれています。県建築士会によりますと、建築に詳しい職員がいない自治体もあるということで、井上会長は「専門家が被害認定調査に携わることで、迅速な生活再建を進められるようにしたい」と話しています。

TOSニュース

[HOME](#) > [TOSニュース](#) > [被災把握に 県と県建築士会が協定](#)

被災把握に 県と県建築士会が協定

2018年03月19日 19:00更新

災害が発生した際に住宅の被害状況調査が迅速に進むよう19日、県と県建築士会が協定を結びました。県内では2017年九州北部豪雨や台風18号などであわせて4670棟の住宅が損壊しました。罹災証明書の交付には各市町村が被害状況を確認する必要がありますが専門的な知識が求められる上人手不足も課題となりました、こうした状況を踏まえ県と県建築士会は19日被害状況調査の迅速化にむけて協定を交わしました。今回の協定により住宅の被害認定調査に専門知識や人手が必要な場合、県建築士会の会員が派遣され罹災証明書が迅速に交付できるよう協力する事になります。また、協定には被災者に対して住宅の応急的な修繕方法などをアドバイスする事も盛り込まれています。

 シェア 0

 LINEで送る

 ツイート

